

○男鹿地区消防一部事務組合公告式条例

昭和48年6月1日
条例第1号

改正 平成17年 3月22日条例第4号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合事務所前及び組合市村の市役所、役場前に掲示しておこなうものとする。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程の公表に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則その他組合の機関の定める規則及び規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、第2条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表するもの」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。